

平成29年2月12日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 相続 その6
相続と特別受益(特に贈与)について
- 使用者責任について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 35



エバー総合法律事務所

相続 その6

相続と特別受益(特に贈与)について

相続は、死亡という事実に基づいて発生する法律関係ですが、具体的な遺産の分割は、遺贈（遺言で財産を渡すことです）、遺産分割協議、家庭裁判所での調停や審判によって決まることになります。遺贈は亡くなる方の意思をもっとも反映した方法であり、単独で内容を決めることができます。

一方、生前のうちに財産を移転することも可能で、ご存知のように贈与がその方法の一つです。契約の一種ですので合意が必要です。なお、通常の贈与のほかに、亡くなることを条件として効力が生じる死因贈与契約という方法もあり、これは遺贈に準じて考えることができますが、合意が必要か否か、税金（登録免許税、不動産取得税）の違いがあり、今回は通常の贈与契約と相続との関係について述べます。

遺産分割でよく問題になるのは、その配分を考える際に、生前に受けた贈与を計算上考慮する必要はないのか、考慮するのが公平ではないのかということです。法律的にいうと「特別受益^{とくべつしゆえき}」にあたるかということが問題になります。

民法（903条）では、遺贈のほかに、「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、」その贈与分を遺産に加えたものを分割対象の相続財産とし、贈与を受けた人は、計算した相続分よりその贈与分を控除した残額をその人の相続分とするとされます。この遺贈や贈与を受けた利益を「特別受益」といい、この特別受益を相続財産に含めて計算することを「持ち戻し」

と言います。調停や審判ではこの「贈与」の範囲が問題になることがあります。事案によっては小遣として受けたお金まで特別受益だと主張される場合がありますが、条文の例示（婚姻）も参考にして、結婚費用のようにある程度まとまった金額を想定していると解釈されています。一定の限定が加えられた理由は、ある程度多額の金銭については相続分の前渡しとみることができますが、それに該当しない少額なものまで含めることは煩雑であるという考えに基づきます。法律上明確な範囲が決められているわけではありませんが、居住用不動産の購入資金はあたるといのが実務的な解釈です。扶養の範囲内で受けた金銭や入学祝いなどは、相続財産の程度や交付された金額の割合にもよりますが、通常はあたらないとされることが多いといえます。

以上に対して亡くなった方が遺贈や贈与について、持ち戻さなくていいという「持ち戻し」免除の意思表示をすることができます。この意思表示があると、遺贈や贈与を相続財産の計算に加えなくてよいこととなります。ただ、この意思表示は遺贈の場合には遺言によって行う必要があります。贈与の場合は特別の方式はないのですが、争いを防ぐためには契約書等書面で明確にすることをお勧めします。ただし、「持ち戻し」免除も遺留分（バックナンバー Vol.6をご覧ください。ホームページに掲載）を侵害することはできません。侵害すると遺留分減殺請求の対象となります。お悩みの際にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成29年2月15日(水)、2月21日(火)、3月2日(木)、3月8日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

使用者責任について

従業員が、取引先へ配達中事故を起こして第三者に怪我を負わせるなど、業務中の事故によって他人に損害を与えることがあります。交通事故であれば任意保険によって概ね損害をカバーすることができますが、そうでない場合には業務に関する保険に加入していないと直接賠償責任を負うこととなります。今回は、従業員の事故や加害行為について、使用者としての責任について述べます。

民法（715条）では、事業のために他人を使用する者の責任を定めています。従業員（条文上は「被用者」と表現されています。必ずしも雇用契約に基づく従業員のみに限られませんので以下は「被用者」と述べます）の行った行為についてなぜ使用者が責任を負うのかというと、「報償責任」といわれるように、事業として利益を得ている者はその事業により生じた損失を負担させるのが公平であるという考えに基づきます。また、危険な活動を伴うものはその危険による責任を負うべきだという「危険責任」という考えも働いています。

責任を負うべき場合の要件としては、①使用関係の存在、②被用者による違法行為による損害、③事業の執行についての加害行為、④使用者に免責事由がないこと、です。

①は、「ある事業のために」行為者を「使用」という関係が必要です。「事業」とは必ずしも営利を目的とした場合に限りず非営利のものや、一時的なものも含むとされ、古い判例でも報酬の有無は関係ないとされています。

「使用」とは、使用者の選任監督・指揮命令に服する関係を言います。雇用契約は当然該当し、委任や請負は通常は独立性・自主性があるので「使用」関係にはあたらないとされるものの、指揮監督関係がある場合には該当する可能性があります。ですから、下請業者が第三者に被害を与えた場合に、元請業者が責任を負う場合もあります。なお、暴力団の親分子分に使用者責任が認められた判例があります。

②は、被用者の行為は不法行為としての要件の全てを備えることが必要とされ、被用者自身の故意・過失が必要とされます。不法行為とは、交通事故のように、契約

関係のない第三者に損害を与えた場合の違法な行為を指すのですが、直接の加害者である被用者自身が第三者に対して不法行為責任を負うことが必要です。

③は「事業の執行」について加害行為が行われたことが必要です。この点につき判例では範囲が拡大されています。もともとは事業と無関係な責任を除外する趣旨なのですが、「外形」的に使用者の事業に属するものは、被用者の意図に関わらず使用者は責任を負うとされます。判例では、会社の車を勤務時間外に私用のために運転して事故を起こしたケースや、手形振出業務に携わる者が勝手に偽造して振り出したケースでも、「事業の執行」にあたりとされました。もっとも、被害者側が被用者の行為が権限外であることを知っている場合には「外形」理論でも責任は否定されています。

④は、上記の①から③の要件を満たしていても使用者が被用者の選任監督に過失がなかったこと、または相当の注意をしても損害が生じたことを使用者が証明できたときは責任を免れるとするものです。しかし、これらの証明のハードルは非常に厳しく、この要件により免責される可能性は低いのが現状です。

なお、従業員と使用者との関係ですが、条文上は使用者から被用者に対する求償権（使用者が支払った賠償金の支払いを求めることです）の「行使を妨げない」とされています。過失で事故を起こした場合と、職権を濫用して第三者に被害を与えた場合とでは、求償の可否や程度に違いが生じることは常識的にも理解しやすいと思います。判例でも総合的に判断して「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度」で求償が認められるとしています（最判昭和51. 7. 8）。なお、国家の公権力の行使に対する賠償責任を定める国家賠償法1条2項では、加害行為を行った公務員に故意または重大な過失があったときのみ求償権を有するとされています。

事故や事件でお悩みの際にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

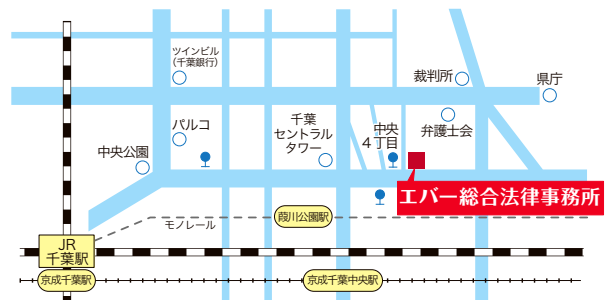
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。